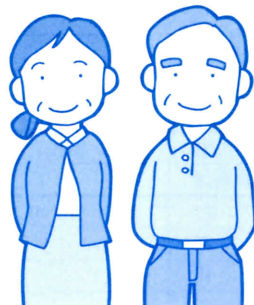


市・県民税の公的年金からの特別徴収(天引き)のお知らせ

65歳以上の方の公的年金に係る市県民税は公的年金から特別徴収(天引き)されます。

この制度は公的年金受給者の納税の利便性を図るとともに、市町村における徴収の効率化を図るため、平成20年4月の税制改正により開始されました。

なお、この制度は納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。



● 対象となる方 ● 次の(1)から(5)の全てに該当する方

- (1) 公的年金所得に係る市県民税が課税されること
- (2) 前年中に公的年金等の支給を受けていること
- (3) 老齢基礎年金等の支給額が年18万円以上であること
- (4) 当該年度の4月1日において65歳以上であること
- (5) 朝霞市介護保険料が年金から特別徴収されていること

● 対象となる年金 ●

老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等から特別徴収されます。

※いわゆる2階・3階部分の年金からは特別徴収されません。

※障害年金・遺族年金からは特別徴収されません。

※対象となる年金が複数ある場合には、介護保険料が特別徴収される年金と同じ年金が対象となります。

● 対象となる税金 ●

国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金等に係る所得に対する所得割額および均等割額です。

公的年金以外の所得に対する税額がある場合、その税額については、従来どおり納税通知書により納付してください。

● 徴収方法と時期 ●

【例：年金所得のみの方】 65歳以上の公的年金受給者(夫婦2人、配偶者70歳未満)で年金収入が240万円の場合、市県民税の年税額はおよそ4万8,000円となります。(一定の社会保険料控除を見込んでいます。)

②市県民税は収入及び控除により算定するので税額は個々により異なります。



①新たに特別徴収の対象となる方

年税額の2分の1相当は、従来どおり納税通知書により納付していたが、残りの2分の1相当の税額を10月以降に支給される公的年金から3回に分けて特別徴収します。

普通徴収(納税通知書)		特別徴収(支給される年金からの天引き)		
平成26年 6月	8月	10月	12月	平成27年 2月
年税額の2分の1相当額を2回分割		年税額の残り2分の1相当額を3回分割		
1万2,000円	1万2,000円	8,000円	8,000円	8,000円
年税額 4万8,000円				

②前年度から継続して特別徴収の方

平成26年2月徴収分の特別徴収額と同じ額を8月まで引き続き特別徴収(仮徴収)し、平成26年度の年税額から仮徴収額の合計額を差し引いた残りの税額を、10月以降に支給される公的年金から3回に分けて特別徴収します。

※平成26年2月分の特別徴収額が8,000円の場合

特別徴収(支給される年金からの天引き)					
平成26年 4月	6月	8月	10月	12月	平成27年 2月
平成26年2月分と同じ額を3回(仮徴収)			年税額から仮徴収の合計額を差し引いた額を3回分割		
8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
年税額 4万8,000円					

● 納税通知書の見方 ●

今回、通知した納税通知書(3ページ)の見方を表面の【例：年金所得のみの方】にあてはめて説明いたします。

公的年金からの特別徴収制度は、個人住民税の納付方法を変更するものであり新たな税負担が生じるものではありません。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

年税額になります。

この3つの徴収方法の合計が年税額になります。

同封の納付書により納期限までに納めていただく税額です。

※特別徴収2年目以降の方は年金所得の税額としては記入されていません。

前年度から公的年金特別徴収(天引き)が継続となっている方の仮特別徴収税額(平成26年2月の徴収税額と同額)と徴収月です。

公的年金から特別徴収(天引き)により徴収される税額と徴収月です。

税額及び納期						
市・民 税 ・ 県 民 税 合 計 税 額						48,000 円
給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額						0 円
公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額						24,000 円
普通徴収の方法によって徴収する額の合計額						24,000 円
所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額						円
普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限						
期 別	納 付 額 ①	充 当 額 ②	納 付 済 額 ③	差引納付額(①-②-③)	納 期 限	
第 1 期	12,000 円	円	円	12,000 円	平成26年6月30日	
第 2 期	12,000 円	円	円	12,000 円	平成26年9月1日	
第 3 期	円	円	円	円	平成26年10月31日	
第 4 期	円	円	円	円	平成27年2月2日	
公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月						
徴 収 月	仮特別徴収税額	※2年目以降の方は →	徴 収 月	仮特別徴収税額	は、左記の4月～8月については、	
平成26年4月	円		平成26年4月	8,000 円		
平成26年6月	円		平成26年6月	8,000 円		
平成26年8月	円		平成26年8月	8,000 円		
徴 収 月	特別徴収税額	特別徴収対象年金				
平成26年10月	8,000 円					
平成26年12月	8,000 円	特別徴収義務者				
平成27年2月	8,000 円					
公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際に、上記の公的年金からその支払者が徴収します。また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法321条の7の8の規定によって通知します。						
徴 収 月	翌年度仮特別徴収税額					
平成27年4月	8,000 円					
平成27年6月	8,000 円					
平成27年8月	8,000 円					

公的年金から特別徴収(天引き)される税額は公的年金収入のみにかかる税額となります。

● 特別徴収が中止される場合 ●

- (1) 市外に転出した場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 年度途中で公的年金等に係る所得割額、均等割額の合計額に変更があった場合
- (4) 朝霞市介護保険料が特別徴収されなくなった場合
- (5) 既に特別徴収額により仮徴収された金額がその年度の税額を上回った場合

※特別徴収されなくなった残りの税額については、新たに納税通知書を送付します。

翌年度仮特別徴収税額は、翌年度(平成27年度)の税額として徴収月に仮徴収される税額(平成26年2月の徴収税額と同額)です。

問い合わせ

朝霞市役所課税課市民税係

TEL 463-2852・2853(直通)